

# 医療法人 金上仁友会 訪問看護ステーション金上 料金表

## 【医療保険利用料金】

令和6年6月

※利用料金は、医療保険の利用料に基づく金額で、利用者の健康保険・後期高齢者医療保険など該当保険の自己負担割合分がかかります。また、医療保険での訪問看護利用料金は、医療費助成の対象となりますので、申請されている方は申し出て下さい。

### [基本料金]

	療養費	1割負担	2割負担	3割負担	備考
月1回目(1日につき) 訪問看護基本療養費Ⅰ 訪問看護管理療養費	5. 550円 7. 670円	1. 322円	2. 644円	3. 966円	月の初回のみ
合計	13. 220円				
月2回目以降(1日につき) 訪問看護基本療養費Ⅰ 訪問看護管理療養費	5. 550円 3. 000円	855円	1. 710円	2. 565円	基本療養費 3日/週まで
合計	8. 550円				
※1週4回目以降(1日につき) 訪問看護基本療養費Ⅰ (理学療法士等の場合) 訪問看護管理療養費	6. 550円 (5, 550円) 3. 000円	955円 (855円)	1. 910円 (1,710円)	2. 865円 (2,565円)	基本療養費 4日/週以降分
合計	9. 550円 (8,550円)				
※2訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中1回)	8. 500円	850円	1.700円	2. 550円	入院中の外泊時の訪問

※1厚生大臣が定める疾患または特別管理加算対象者の場合、週4日以上 of 訪問看護が認められています。

※2厚生大臣が定める疾病等の場合は、入院中2回可能

### [加算料金]

種類	サービス提供内容	金額
24時間対応体制加算	利用者・家族などに対して24時間連絡体制にあり、緊急時 に対して必要に応じて行う場合	6. 800円/月
緊急訪問看護加算	利用者・家族の緊急の求めに応じて訪問した場合	月14日目まで
		月15日目以降
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に行う場合 軽度な状態と重症度の高い状態の2段階に設定	軽度1.500円/日
		重度1.800円/日
特別管理加算	留置カテーテル、人工肛門等特別な管理を行う場合に算定 軽度な状態と重症度の高い状態の2段階に設定	軽度2.500円/月 重度5.000円/月
退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同 で在宅療養上必要な指導を行った場合	8. 000円/1回
特別管理指導加算	特別管理加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を 算定する場合	2. 000円/1回
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により診療情報を取得等した上で計画的な管理を行う場合	50円/月

種類	サービス提供内容	金額
退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合	6,000円/1回
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報を提供しその情報を踏まえて療養の指導を行った場合	3,000円/月
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	25,000円/死亡月に
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合	2,000円/1回
長時間訪問看護加算	訪問看護が90分を超えた場合、週1回に限り算定特別管理加算算定に該当する場合	5200円/日
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)	2,100円/日
深夜訪問看護加算	深夜(22時～6時)	4,200円/日
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師に等による訪問看護を実施した場合	4,500円/日
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および主治医が必要と認め、特別指示書が交付された場合に限り、1日2回または3回以上の訪問看護ができる。	2回:4500円/日 3回以上:8000円/日
訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村・病院・施設等に訪問看護の情報提供を行った場合	1,500円/月1回
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	勤務する看護職員の賃金の改善を実施している場合	780円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)		10円～500円/月

#### [その他]

交通費	往復5Km未満	50円/回
	往復5Km～10Km未満	100円/回
	往復10Km～15Km未満	150円/回
	往復15Km以上	200円/回
エンゼルケア	お亡くなりになった後のケアを実施	5,000円/回
訪問看護指示書料	主治医が医療機関で発行する。(1～6ヶ月有効)	3,000円

※主治医が発行する訪問看護指示書は、医療機関でのお支払になります。

# 医療法人 金上仁友会 訪問看護ステーション金上 料金表

## 【介護保険利用料金】

令和6年6月

1単位=10円

### (介護予防)訪問看護(看護師が訪問看護を行った場合)1回につき

サービス提供時間	20分未満		30分未満		30分～60分未満		60分～90分未満	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
利用料金(1割負担)	314円	303円	471円	451円	823円	794円	1,128円	1,090円
利用料金(2割負担)	628円	606円	942円	902円	1,646円	1,588円	2,256円	2,180円
利用料金(3割負担)	942円	909円	1,413円	1,353円	2,469円	2,382円	3,384円	3,270円
単位数	314単位	303単位	471単位	451単位	823単位	794単位	1,128単位	1,090単位

### (介護予防)訪問看護(理学療法士等が訪問看護を行った場合)1回につき

	介護	予防
利用料金(1割負担)	294円	284円
利用料金(2割負担)	588円	568円
利用料金(3割負担)	882円	852円
単位数	294単位	284単位

※20分以上を1回

※1日2回以上を超えて実施する場合は、90/100

※准看護師が訪問看護を行った場合は所定単位数の100分の90に相当する単位数となります

※20分未満の訪問:週に1回以上は、30分以上の訪問看護を利用

### 利用料金に加算

長時間訪問看護費	300円 /1回につき	<input type="checkbox"/>	特別管理加算を算定している方で90分以上行う場合
夜間・早朝加算	所定単位数の25%	<input type="checkbox"/>	緊急時訪問を2回目以降に加算
深夜加算	所定単位数の50%	<input type="checkbox"/>	緊急時訪問を2回目以降に加算

### 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携(看護師が訪問看護を行った場合) 1月につき

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金(1割負担)	2,961円				3,761円
利用料金(2割負担)	5,922円				7,522円
利用料金(3割負担)	8,883円				11,283円
単位数	2,961単位				3,761単位

※月の途中から開始、終了した場合は日割り計算となります

### 加算項目(該当する場合算定します) 1割負担

特別管理加算Ⅰ	500円 1回/月	<input type="checkbox"/>	留置カテーテルを使用している状態等
特別管理加算Ⅱ	250円 1回/月	<input type="checkbox"/>	在宅酸素療法、真皮を超える褥瘡の状態等
初回加算(Ⅰ)	350円 1回/初回時	<input type="checkbox"/>	新規に訪問看護計画を作成した場合(退院した日)
初回加算(Ⅱ)	300円 1回/初回時	<input type="checkbox"/>	新規に訪問看護計画を作成した場合(退院した日の翌日以降)
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600円 1回/月	<input type="checkbox"/>	24時間連絡体制にあり、緊急時訪問を必要に応じて行う
ターミナルケア加算	2,500円 1回	<input type="checkbox"/>	終末期ケアを行った場合、死亡月に加算
口腔連携強化加算	50円 1回/月	<input type="checkbox"/>	歯科医院やケアマネに口腔の健康状態を評価した情報を提供
サービス提供体制強化加算	6円/1回につき	<input type="checkbox"/>	訪問看護
	50円/1月につき	<input type="checkbox"/>	定期巡回連携
退院時共同指導加算	600円 1回/初回時	<input type="checkbox"/>	退院退所時共同指導を行い、在宅療養指導を行う場合

### その他の料金(全額自己負担)

※エンゼルケア(死後の処置)5,000円

※主治医が発行する訪問看護指示書は、医療機関での支払いになります(1～6ヶ月有効)

1割負担300円[負担割合にもとづいた金額]

※利用者の主治医から、急性増悪などにより一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、その交付日から14日間の訪問看護費は、医療保険から請求します